

# 令和5年4月波佐見町農業委員会総会議事録

日 時：令和5年4月25日(火)

午後1時30分

場 所：波佐見町農村環境改善センター  
1階「大集会室」

## 1. 出席委員

1番 小佐々 和明	2番 野川 政春	
4番 山口 栄子	5番 田崎 博	6番 西 秀敏
7番 吉田 正信	8番 松添 信子	9番 柿川 徹
10番 松下 英二	13番 松田 智敏	14番 川島 博昭

## 2. 欠席委員

## 3. 事務局

事務局長 伊藤 幸治 係長 滝川 昌明

## 4. 議事日程

### 第1 会議録署名委員の指名について

5番 田崎 博 6番 西 秀敏

### 第2 提出議案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する意見について  
「異議なし」により可決承認

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について  
「異議なし」により許可相当として県知事に進達

議案第3号 波佐見町農業振興地域整備計画変更に対する意見について  
「異議なし」により許可相当として県知事に進達

議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について  
「異議なし」により可決承認

議案第5号 農用地利用集積等促進計画（農地中間管理機構→耕作者）（案）に対する  
意見について  
「異議なし」により可決承認

令和5年4月25日(火) 午後1時30分 開会

- 滝川係長 ただいまから令和5年4月の波佐見町農業委員会定例総会を開会いたします。開会にあたり川島会長からご挨拶をお願いします。
- 川島会長 <会長あいさつ>
- 滝川係長 <行政報告>
- 川島会長 <先月の総会から現在までの会務報告>
- 川島会長 それでは、議事日程に従って、会議を進めます。  
議事日程第1 会議録署名委員の指名をいたします。  
本日の会議録署名委員は「5番 田崎委員」「6番 西委員」をお願いします。
- 川島会長 それでは議事日程第2提出議案の審議に入ります。  
議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」申請人から取下願がありました。取下願について、事務局から説明をお願いします。
- 滝川係長 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」ですが、申請番号1番の申請人から現在進行中の田畑転換の工事が完了することができないため、3条申請の「取下願」の提出があり、4月24日付で受け付けました。  
つきましては、審議の必要がなくなりましたので、申請番号1番の本議案は取り下げとなります。
- 川島会長 それでは次に議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する意見について」の申請番号2番を議題とします。事務局から説明をお願いします。
- 滝川係長 (別紙資料 議案第1号の2番を朗読し説明する。)  
今回の申請は、申請者が、自身の経営を拡大するために相手方へ賃借権の設定を打診されたところ、了承されたことから今回申請が上がっています。  
なお、取得後も大豆を作付けし、地域農業の主体として活動を行うとあることから事務局としては、特段問題ないかと思えます。ご審議方よろしくをお願いします。
- 川島会長 それでは、6番 西委員補足説明をお願いします。
- 西委員 はい、6番西です。事務局の説明とおりです。ご審議方お願いします。
- 川島会長 それでは審議に入ります。どなたかご意見はございませんか。

( 意見なし )

川島会長

それではお諮りします。議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する意見について」の2番は許可することにご異議ございませんか。

{ 「異議なし。」 と呼ぶ者あり }

川島会長

はい、それでは異議なしということで、議案第1号の2番は、許可することにいたします。

次に議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する意見について」の申請番号3番を議題とします。事務局から説明をお願いします。

滝川係長

3番の申請については、譲渡人と譲受人を逆に記載していましたので、別紙のとおり訂正します。

(別紙資料 議案第1号の3番を朗読し説明する。)

3番の申請は、申請地に隣接する土地に自宅を建築することが決まっております。申請地で家庭菜園用地としてたまねぎやねぎ、人参といった野菜を作付けたいということが申請理由となっています。

なお、申請された農地については、周辺農地に影響を及ぼす恐れもなく、譲受人も地域に協力し進んで協力するとあることから事務局としては、特段問題ないかと思えます。ご審議方よろしくをお願いします。

川島会長

それでは、8番 松添委員補足説明をお願いします。

松添委員

はい、8番 松添です。事務局の説明とおりで。ご審議方をお願いします。

川島会長

それでは審議に入ります。どなたかご意見はございませんか。

( 意見なし )

川島会長

それではお諮りします。議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する意見について」の3番は許可することにご異議ございませんか。

{ 「異議なし。」 と呼ぶ者あり }

川島会長

はい、それでは異議なしということで、議案第1号の3番は、許可することにいたします。

続きまして、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題とします。

議案第1号と同様に取下願いがありましたので、まず、取下げについて、事務局から説明をお願いします。

滝川係長

議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」ですが、申請番号4番の申請人から、農地の転用をする必要がなくなったことから「取下願」の提出があり、4月20日付で受け付けました。  
つきましては、審議の必要がなくなりましたので、申請番号4番の本議案は取り下げとなります。

川島会長

それでは議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」の申請番号1番を議題とします。事務局から説明をお願いします。

滝川係長

(別紙資料 議案第2号の1番について朗読し説明する。)

1番の申請は、金屋郷中メ地区で発生した地すべり災害で、復旧工事の過程で発生する土砂を、同地区の前尾溜池の堤体工事で、サヤ土として利用するため、一時的に仮置場として申請されたものです。

被害防除計画では、最高3メートルの盛り土を行うとありますが、緩衝地帯を8メートル設けるとありますので、周辺に被害を及ぼす恐れもないものと思われまし、申請地は事業完了に農地に戻すこととなっていることから、事務局としては特に問題ないものと思っております。ご審議方よろしくをお願いします。

川島会長

それでは、5番 田崎委員補足説明をお願いします。

田崎委員

はい、5番 田崎です。事務局の説明とおりで。ご審議方をお願いします。

川島会長

それでは審議に入ります。どなたかご意見はございませんか。

( 意見なし )

川島会長

それではお諮りします。議案第2号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」の1番は許可相当として進達することにご異議ございませんか。

{ 「異議なし。」 と呼ぶ者あり }

川島会長

はい、それでは異議なしということで、議案第2号の1番は許可相当として進達することにいたします。

川島会長

続きまして、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」の2番を議題とします。事務局から説明をお願いします。

滝川係長

2番の申請についても、先ほどと同様、譲渡人と譲受人を逆に記載していましたので、別紙のとおり訂正します。

(別紙資料 議案第2号の2番について朗読し説明する。)

申請地の転用目的ですが、申請地の面積2,040㎡に建売住宅8棟を建設し、戸建て住宅を希望される方へ供給したいとのことです。なお、今回の造成は都市計画区域内で1,000㎡を超える開発であるため、町との開発協議が行われています。

申請農地の種別ですが、農地に接する道路に、水管及び下水道管が埋設されており、おおむね500m以内に歯科医院及び保育園の、二つの公共施設等があることから、第3種農地と判断され、転用許可ができる農地となります。

次に被害防除計画ですが、盛土を最高1.4m、切土を最高0.5m行われますが、隣接農地との間には擁壁を設けるため、土砂流出等の被害は生じないとあり、また、建物の高さを加減して建設されるので、近隣地区への日照、通風、耕作への影響はないと思われま

す。なお、排水計画については、雨水は自然流下、汚水・生活雑排水は公共下水道接続となっており、隣接農地の所有者及び水利権者の承諾書が添付してあります。よって、事務局としては問題ないと考えます。

以上のことから、事務局としては、転用はやむを得ないものと判断しております。ご審議方よろしくお

川島会長

それでは5番田崎委員、補足説明をお願いします。

田崎委員

はい。5番田崎です。

先ほど事務局から説明があったとおり、問題は無いものと判断します。

川島会長

それでは審議に入ります。どなたかご意見はございませんか。

( 意見なし )

川島会長

それではお諮りします。議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」の2番については許可相当として進達することにご異議ございませんか。

{ 「異議なし。」 と呼ぶ者あり }

川島会長

はい、それでは異議なしということで、議案第2号の2番は許可相当として進達することにいたします。

続きまして、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」の3番を議題とします。事務局から説明をお願いします。

滝川係長

3番の申請については、貸人の名前が一部抜けていますので、別紙のとおり訂正します。

(別紙資料 議案第2号の3番について朗読し説明する。)

今回の申請地は、圃場整備等もなく、また、第1種農地及び第3種農地の要件にも該当しないことから、第2種農地と判断され、申請地以外に代替え地がない場合等にかぎり、転用許可が可能となります。

転用の目的は、〇〇の従業員用の駐車場が不足しているために、会社の近隣に新たな駐車場を確保するものとなっています。

被害防除計画ですが、切土を最高0.5m実施するということですが、隣接する農地もなく周辺への被害は生じないとあり、建築物は計画してありませんので、近隣農地への日照、通風、耕作への影響もないと思われます。

以上のことから、事務局としては、転用はやむを得ないものと判断しております。ご審議方よろしく申し上げます。

川島会長

それでは7番吉田委員、補足説明をお願いします。

吉田委員

はい。7番吉田です。

先ほど事務局から説明があったとおり、問題は無いものと判断します。

川島会長

それでは審議に入ります。どなたかご意見はございませんか。

( 意見なし )

川島会長

それではお諮りします。議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」の3番については許可相当として進達することにご異議ございませんか。

{ 「異議なし。」 と呼ぶ者あり }

川島会長

はい、それでは異議なしということで、議案第2号の申請番号3番は、許可相当として進達することにいたします。

続きまして、議案第3号「波佐見農業振興地域整備計画変更に伴う意見について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

滝川係長

(別紙資料 議案第3号について説明する。)

申請地は、周辺の状況からみて、おおむね10ha以上の農地の区域内にあることから、第1種農地と判断され、更に、農用地の指定を受けており、一般的には転用は不可能な農地になりますが、例外規定にあります「都市住民の農業の体験その他の都市等との地域間交流を図るために設置される施設」に該当しますので、転用の許可は可能ではないかと判断しました。

申請者は、農業を通して人的交流を図り、疲弊状況にある当該地域の現状を打開するため観光農園構想を立ち上げており、駐車場や管理棟なども含めた広いスペースが必要であったため、当該申請農地を選択されています。

なお、農用地の除外要件は、転用許可が可能なこと、農用地除外しても、土地利用の虫食い状態がないこととされておりますので問題ないものと思われます。

被害防除計画ですが、盛土・切土は最高ずつ1mずつ行うということですが、隣接地との距離を最低1.5m以上確保するので土砂流出の被害は生じないとあり、汚水処理は、くみ取り、雨水・生活雑排水は、溜桝等を設置し農業用排水施設に支障を生じさせないとあります。

また、トイレと炊事場を設置する予定ですが、小規模であり隣接地との距離を十分確保するので近隣農地の日照、通風等の被害は生じないと思われます。

今回の農用地除外については、町及び県の手続き等に後2ヶ月から長くて3ヶ月ほどかかる予定となります。その後転用の申請が行われることとなっております。

ご審議方、よろしくお願いいたします。

川島会長

それでは2番 野川委員、補足説明をお願いします。

野川委員

はい。2番野川です。

先ほど事務局から説明があったとおり、問題は無いものと判断します。

川島会長

それでは審議に入ります。どなたかご意見はございませんか。

( 意見なし )

川島会長

それではお諮りします。議案第3号「波佐見農業振興地域整備計画変更に伴う意見について」は「除外することに異議なし」として進達することにご異議ございませんか。

{ 「異議なし。」 と呼ぶ者あり }

川島会長

それでは議案第3号については、「除外することに異議なし」として進達することにいたします。

続きまして議案第4号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」、及び、議案第5号「農用地利用集積等促進計画（農地中間管理機構→耕作者）（案）に対する意見について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

滝川係長

(別紙資料 議案第4号について説明する。)

今回提出した利用集積計画は、〇〇郷〇〇他合計11筆で面積は、合計19,055㎡となります。

利用権設定をするものは〇〇郷〇〇さん他4名で、利用権設定を受ける者は公益財団法人 長崎県農業振興公社となります。種別・利用目的は新規・水田となっています。

期間はすべて開始が令和5年6月10日からで、10年間の令和15年6月9日までは8筆、5年間の令和10年6月9日までは3筆となっています。

滝川係長

(別紙資料 議案第5号について説明する。)

集積計画に対しての促進計画となりますが、土地の所在及び面積は、〇〇郷〇〇他合計17筆で面積は合計30,085㎡となります。

利用権設定をする者は、公益財団法人 長崎県農業振興公社で、利用権設定を受ける者は〇〇郷〇〇さん 他7名で、種別・利用目的は新規・水田、及び変更・水田となっています。

期間はすべて開始が令和5年6月10日からで、10年間の令和15年6月9日までは8筆、5年間の令和10年6月9日までは3筆、5年6ヶ月間の令和10年12月9日までは4筆、2年7ヶ月間の令和8年1月14日までは2筆となっています。以上、ご審議方よろしく申し上げます。

川島会長

それでは審議に入ります。どなたかご意見ございませんか。

(意見なし)

川島会長

それではお諮りいたします。議案第4号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」、及び、議案第5号「農用地利用集積等促進計画（農地中間管理機構→耕作者）（案）に対する意見について」承認することにご異議ございませんか。

{ 「異議なし。」 と呼ぶ者あり }

川島会長

異議なしということで 議案第4号及び、議案第5号については、承認することと致します。

以上で本総会に付された案件はすべて終了致しましたので、波佐見町農業委員会4月定例総会を閉会致します。

\*終了後、会長の号令により起立、解散のあいさつ。